

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第9号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 <省略>	第1章 <省略>
第2章 本庁	第2章 本庁
<u>第1節 市長直轄組織（第4条）</u>	
<u>第2節 行政経営部（第5条—第10条）</u>	第1節 行政経営部（第4条—第10条）
第3節 <省略>	第2節 <省略>
第4節 <省略>	第3節 <省略>
第5節 <省略>	第4節 <省略>
第6節 <省略>	第5節 <省略>
第3章 <省略>	第3章 <省略>
第4章 <省略>	第4章 <省略>
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 本庁 瀬戸市事務分掌条例（平成17年瀬戸市条例第26号）により設置された <u>市長直轄組織及び部のうち、公所に属しないものをいう。</u>	(1) 本庁 瀬戸市事務分掌条例（平成17年瀬戸市条例第26号）により設置された部のうち、公所に属しないものをいう。
(2) <省略>	(2) <省略>
第2章 本庁	第2章 本庁

第1節 市長直轄組織

(防災課)

第4条 防災課は、地域防災力の向上を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 防災対策の推進に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 瀬戸市地域防災計画に関すること。
- (4) 自主防災組織の支援及び育成に関すること。
- (5) 防災意識の普及及び啓発に関すること。
- (6) 武力攻撃事態等における国民の保護に関すること。
- (7) 危機管理の総合調整に関すること。
- (8) 瀬戸市防災会議に関すること。

第2節 行政経営部

(行政経営部に属する課等)

第5条 行政経営部に次の課及び室を置く。

- (1)から(4)まで <省略>
- (5) <省略>
(秘書室)

第6条 <省略>

(行政課)

第7条 行政課は、行政水準の向上、事務管理、入札制度、契約制度及び財産管理の総括を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) <省略>
- (2) 契約検査係
- (3) 財産係

2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(9)まで <省略>
- (10) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

第1節 行政経営部

(行政経営部に属する課等)

第4条 行政経営部に次の課及び室を置く。

- (1)から(4)まで <省略>
- (5) 契約財産課
- (6) <省略>
(秘書室)

第5条 <省略>

(行政課)

第6条 行政課は、行政水準の向上と事務管理を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) <省略>
- (2) 検査係
- (3) 統計係

2 事務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(9)まで <省略>
- (10) 瀬戸市情報公開審査会に関すること。

すること。

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

3 契約検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 建設工事等の入札及び契約に関すること。

(5) 物品の調達に関すること。

(6) 指定管理者制度に関すること。

(7) 入札等参加者の資格審査に関すること。

(8) 瀬戸市物品調達基金に関すること。

(9) 瀬戸市入札参加者指名審査委員会に関すること。

4 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 公有財産取扱いの総括に関すること。

(2) 備品管理の総括に関すること。

(3) 車両の管理に関すること。

(4) 財産の保険契約に関すること。

(5) 国県有地払い下げの窓口に関すること。

(6) 瀬戸市土地開発基金に関すること。

(7) 市有財産審議会に関すること。

(8) 瀬戸市自動車事故対策協議会に関すること。

(9) 瀬戸市土地開発公社に関すること。

(経営課)

第8条 経営課は、経営戦略の総合調整を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

3 検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

4 統計係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。

(2) 他の所管に属しない統計調査に関すること。

(3) 統計資料の収集及び整備に関すること。

(経営課)

第7条 経営課は、経営戦略の総合調整を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 統計係

2から4まで <省略>

5 統計係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。

(2) 他の所管に属しない統計調査に関すること。

(3) 統計資料の収集及び整備に関すること。

(人事課)

第9条 <省略>

(1)から(3)まで <省略>

2から4まで <省略>

(人事課)

第8条 <省略>

(契約財産課)

第9条 契約財産課は、入札制度及び契約制度並びに財産管理の総括を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) 契約係

(2) 財産係

(3) 営繕係

2 契約係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 建設工事等の入札及び契約に関すること。

(2) 物品の調達に関すること。

(3) 指定管理者制度に関すること。

(4) 入札等参加者の資格審査に関すること。

(5) 瀬戸市物品調達基金に関すること。

(6) 瀬戸市入札参加者指名審査委員会に関すること。

(7) 契約財産課の庶務に関すること。

3 財産係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 公有財産取扱いの総括に関すること。

(2) 備品管理の総括に関すること。

(3) 車両の管理に関すること。

(4) 財産の保険契約に関すること。

(情報課)

第10条 <省略>

2 市民情報係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに関すること。

(6) <省略>

3 <省略>

第3節 交流活力部

(産業課)

第12条 <省略>

2及び3 <省略>

4 農林係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 愛知県農業共済組合に関すること。

第4節 市民生活部

(市民生活部に属する課)

第16条 市民生活部に次の課を置く。

(1) 生活安全課

(2) <省略>

(3) <省略>

(5) 国県有地払い下げの窓口に関すること。

(6) 瀬戸市土地開発基金に関すること。

(7) 市有財産審議会に関すること。

(8) 瀬戸市自動車事故対策協議会に関すること。

(9) 瀬戸市土地開発公社に関すること。

4 営繕係においては、受託工事の設計、監督等に関する事務等を分掌する。

(情報課)

第10条 <省略>

2 市民情報係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) <省略>

3 <省略>

第2節 交流活力部

(産業課)

第12条 <省略>

2及び3 <省略>

4 農林係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 尾張農業共済事務組合に関すること。

第3節 市民生活部

(市民生活部に属する課)

第16条 市民生活部に次の課を置く。

(1) 生活課

(2) 防災安全課

(3) <省略>

(4) <省略>

(4) <省略>

(生活安全課)

第17条 生活安全課は、市民生活に伴う諸問題等の窓口となること及び地域の安全維持を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) 安全係

2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 生活安全課の庶務に関すること。

3 衛生係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 生活衛生に関すること。

4 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 交通安全に関すること。

(2) 交通事故弔意金制度に関すること。

(3) 防犯に関すること。

(4) 暴力団の排除に関すること。

(5) 他の所管に属しない警察との調整に関する

(5) <省略>

(生活課)

第17条 生活課は、市民生活に伴う諸問題等の窓口となることを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) <省略>

(2) 公共交通係

(3) <省略>

2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 生活課の庶務に関すること。

3 公共交通係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 交通対策に関すること。

(2) 公共交通機関に関すること。

(3) 市営駐車場及び市営駐輪場に関すること。

(4) 瀬戸市駐車場建設基金に関すること。

(5) 瀬戸市地域公共交通会議に関すること。

4 衛生係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 環境衛生推進団体の育成指導に関すること。

(7) 衛生委員に関すること。

こと。

(6) 瀬戸市違法駐車等防止推進協議会に関する

こと。

(7) 瀬戸市生活安全推進協議会に関する

第18条 削除

(市民課)

(防災安全課)

第18条 防災安全課は、安全で安心な市民生活の維持を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) 防災係

(2) 安全係

2 防災係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 防災対策の推進に関する

(2) 災害対策に関する

(3) 瀬戸市地域防災計画に関する

(4) 自主防災組織の支援及び育成に関する

(5) 防災意識の普及及び啓発に関する

(6) 武力攻撃事態等における国民の保護に関する

(7) 危機管理の総合調整に関する

(8) 瀬戸市防災会議に関する

(9) 防災安全課の庶務に関する

3 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 交通安全に関する

(2) 交通事故弔意金制度に関する

(3) 防犯に関する

(4) 暴力団の排除に関する

(5) 他の所管に属さない警察との調整に関する

(6) 瀬戸市違法駐車等防止推進協議会に関する

(7) 瀬戸市生活安全推進協議会に関する

(市民課)

第21条 <省略>

2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 身分情報の管理に関すること。

(7) <省略>

3 <省略>

4 戸籍係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

第5節 健康福祉部

(社会福祉課)

第23条 社会福祉課は、市民の自立支援及び地域で共に支えあう福祉の仕組みづくりを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) <省略>

(2) <省略>

第21条 <省略>

2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) <省略>

3 <省略>

4 戸籍係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 身分情報の管理に関すること。

(4) <省略>

(5) <省略>

第4節 健康福祉部

(社会福祉課)

第23条 社会福祉課は、市民の自立支援及び地域で共に支えあう福祉の仕組みづくりを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) 庶務係

(2) <省略>

(3) <省略>

2 庶務係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。

(2) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。

(3) 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。

(4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(5) 人権擁護に関すること。

(6) 保護司団体に関すること。

(7) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関すること。

<p>2 保護係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。</u></p> <p>(6) <u>引揚者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。</u></p> <p>(7) <u>災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。</u></p> <p>(8) <u>行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</u></p> <p>(9) <u>人権擁護に関すること。</u></p> <p>(10) <u>更生保護に関すること。</u></p> <p>(11) <u>瀬戸市生活資金融資あっせん制度に関すること。</u></p> <p>(12) <u>瀬戸市福祉基金に関すること。</u></p> <p>(13) <u>社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関すること。</u></p> <p>(14) <u>健康福祉部の庶務に関すること。</u></p> <p>(15) <u>社会福祉課の庶務に関すること。</u></p>	<p><u>ること。</u></p> <p>(8) <u>瀬戸市福祉基金に関すること。</u></p> <p>(9) <u>健康福祉部の庶務に関すること。</u></p> <p>(10) <u>社会福祉課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 保護係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>
<p>3 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>障害者の福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>障害者の虐待防止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>障害者に係る成年後見制度に関すること。</u></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <u>瀬戸市障害認定審査会に関すること。</u></p>	<p>4 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>身体障害児及び身体障害者の福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>知的障害児及び知的障害者の福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>精神障害児及び精神障害者の福祉に関すること。</u></p> <p>(4) <省略></p>

(6) 瀬戸市地域自立支援協議会に関すること。

(7) 瀬戸市福祉有償運送運営協議会に関するこ
と。

(高齢者福祉課)

第24条 <省略>

2及び3 <省略>

4 地域支援係においては、おおむね次の事務を
分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 高齢者の虐待防止に関すること。

(6) 高齢者に係る成年後見制度に関すること。

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

5 指導監査係においては、おおむね次の事務を
分掌する。

(1) 介護給付適正化に関すること。

(2)及び(3) <省略>

(こども家庭課)

第25条 <省略>

2 こども家庭係においては、おおむね次の事務
を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(高齢者福祉課)

第24条 <省略>

2及び3 <省略>

4 地域支援係においては、おおむね次の事務を
分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

5 指導監査係においては、おおむね次の事務を
分掌する。

(1) 介護給付適性化に関すること。

(2)及び(3) <省略>

(こども家庭課)

第25条 <省略>

2 こども家庭係においては、おおむね次の事務
を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 瀬戸市自然児童遊園に関すること。

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

3及び4 <省略>

第6節 都市整備部

(都市整備部に属する課)

第28条 都市整備部に次の課を置く。

(1) <省略>

(2) 建設課

(3) <省略>

(4) <省略>

(都市計画課)

第29条 都市計画課は、都市の健全な発展と秩序ある都市づくりの誘導を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) 区画整理係

2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) 交通対策に関すること。

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

3 <省略>

4 区画整理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 土地区画整理事業に関すること。

(2) 土地区画整理組合に関すること。

(3) 土地利用の計画の策定に関すること。

3及び4 <省略>

第5節 都市整備部

(都市整備部に属する課)

第28条 都市整備部に次の課を置く。

(1) <省略>

(2) 都市整備課

(3) 道路建設課

(4) <省略>

(5) <省略>

(都市計画課)

第29条 都市計画課は、都市の健全な発展と秩序ある都市づくりの誘導を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2 計画係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) 土地利用の計画の策定に関すること。

(3) <省略>

(4) 総合交通体系に関すること。

(5) 住宅宅地供給計画に関すること。

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

3 <省略>

(4) 住宅宅地供給計画に関すること。

第30条 削除

(建設課)

第31条 建設課は、道路等の計画的な整備による利便性の向上を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) <省略>
- (2) 道路建設係
- (3) 建築係

2 用地係においては、おおむね次の事務を分掌

(都市整備課)

第30条 都市整備課は、都市の面的整備による潤いあるまちづくりを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) 公園緑地係
- (2) プロムナード係
- (3) 区画整理係

2 公園緑地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場及び緑地の整備及び管理に関すること。
- (2) 都市緑化の推進に関すること。
- (3) 瀬戸市緑化推進基金に関すること。
- (4) 都市整備課の庶務に関すること。

3 プロムナード係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 瀬戸川文化プロムナード計画に係る総合調整及び事業の施行に関すること。
- (2) 中心市街地の整備に関すること。
- (3) 市街地の再開発に係る企画及び調整に関すること。

4 区画整理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業に関すること。
- (2) 土地区画整理組合に関すること。

(道路建設課)

第31条 道路建設課は、道路の計画的な整備による利便性の向上を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) <省略>
- (2) 道路係
- (3) 街路係

2 用地係においては、おおむね次の事務を分掌

<p>する。</p> <p>(1) <u>市道等の新設改良に伴う用地に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>国道、県道等の用地に伴う調整に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>建設課の庶務に関する</u>こと。</p> <p>3 <u>道路建設係</u>においては、<u>おおむね次の事務</u>を分掌する。</p> <p>(1) <u>市道等の新設改良に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>都市計画道路の新設改良に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>国道、県道等の整備に伴う調整に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>道路の災害復旧工事（応急復旧を除く。）に関する</u>こと。</p> <p>4 <u>建築係</u>においては、<u>受託工事の設計、監督等</u>に関する事務等を分掌する。 (維持管理課)</p> <p>第32条 維持管理課は、<u>道路、河川、公園及び</u>農林業施設の整備（他の所管に属するものを除く。）並びに適正な維持管理による安全で快適な市民生活の実現を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>道路維持係</u></p> <p>(3) <u>河川農林土木係</u></p> <p>(4) <u>公園緑地係</u></p> <p>2 管理係においては、<u>おおむね次の事務</u>を分掌する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>市営駐車場及び市営駐輪場に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>瀬戸市駐車場建設基金に関する</u>こと。</p>	<p>する。</p> <p>(1) <u>新設道路の用地に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>道路に係る国、県等との事業の調整に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>道路建設課の庶務に関する</u>こと。</p> <p>3 <u>道路係</u>においては、<u>市道等の新設改良に関する事務等</u>を分掌する。</p> <p>4 <u>街路係</u>においては、<u>都市計画道路の新設改良</u>に関する事務等を分掌する。 (維持管理課)</p> <p>第32条 維持管理課は、<u>道路、河川及び農林業</u>施設の整備（他の所管に属するものを除く。）並びに適正な維持管理による安全で快適な市民生活の実現を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>維持係</u></p> <p>(3) <u>河川農業土木係</u></p> <p>2 管理係においては、<u>おおむね次の事務</u>を分掌する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>土砂災害防止に関する</u>こと。</p>
--	--

(4) <省略>

3 道路維持係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 道路の維持修繕に関すること。

(2) 道路の災害復旧工事（応急復旧に限る。）に関すること。

4 河川農林土木係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 河川及び排水路の整備及び維持修繕に関すること。

(2)及び(3) <省略>

(4) 河川、排水路及び農林業施設の災害復旧工事に関すること。

(5) <省略>

(6) 土砂災害防止に関すること。

5 公園緑地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の整備及び管理に関すること。

(2) 都市緑化の推進に関すること。

(3) 瀬戸市緑化推進基金に関すること。

(4) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の災害復旧工事に関すること。

第36条 削除

(3) <省略>

3 維持係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 道路、河川及び排水路の維持修繕に関すること。

(2) 道路、河川及び排水路の災害復旧工事に関すること。

4 河川農業土木係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 河川及び排水路の整備に関すること。

(2)及び(3) <省略>

(4) 農林業施設の災害復旧工事に関すること。

(5) <省略>

(ノベルティ・こども創造館)

第36条 瀬戸市ノベルティ・こども創造館条例（平成15年瀬戸市条例第29号）に規定する瀬戸市ノベルティ・こども創造館（以下「ノベルティ・こども創造館」という。）において、ノベルティ・こども創造館の管理及び運営に関する事務を分掌する。

(市民サービスセンター)

第38条 削除

第42条 削除

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
文化課	瀬戸市美術館	<省略>

第38条 瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例(昭和34年瀬戸市条例第12号)に規定する市民サービスセンターにおいては、次の事務を分掌する。

- (1) 市政情報の提供に関すること。
- (2) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (3) 身分証明書の交付に関すること。
- (4) 戸籍の証明書並びに住民票及び戸籍の附票の写しの交付に関すること。
- (5) 市税に係る証明(住宅用家屋証明を除く。)に関すること。
- (6) 市税、使用料、手数料等の収納に関すること。
- (7) 市民サービスセンターの施設の管理に関すること。

(のぞみ学園)

第42条 瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例(昭和51年瀬戸市条例第17号)に規定する瀬戸市のぞみ学園(以下「のぞみ学園」という。)においては、のぞみ学園の管理及び運営に関する事務を分掌する。

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
情報課	瀬戸市デジタルリサーチパークセンター	瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例(平成15年瀬戸市条例第11号)に規定する瀬戸市デジタルリサーチパークセンターの管理及び運営に関する事務
文化課	瀬戸市美術館	<省略>
	新世紀工芸館	瀬戸市新世紀工芸館条例

	瀬戸蔵ミュージアム	瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）に規定する瀬戸蔵ミュージアムの管理及び運営に関する事務
	ノベルティ・子ども創造館	瀬戸市ノベルティ・子ども創造館条例（平成15年瀬戸市条例第29号）に規定する瀬戸市ノベルティ・子ども創造館の管理及び運営に関する事務
生活安全課	斎苑	瀬戸市斎苑条例（平成8年瀬戸市条例第9号）に規定する瀬戸市斎苑の管理及び運営に関する事務
環境課	<省略>	<省略>
市民課	市民サービスセンター	(1) 市政情報の提供に関すること。 (2) 印鑑登録証明書の交付に関すること。 (3) 身分証明書の交付に関すること。 (4) 戸籍の証明書並びに住民票及び戸籍の附票の写

芸館		（平成11年瀬戸市条例第7号）に規定する瀬戸市新世紀工芸館の管理及び運営に関する事務
マルチメディア伝承工芸館		瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例（平成12年瀬戸市条例第13号）に規定する瀬戸市マルチメディア伝承工芸館の管理及び運営に関する事務
瀬戸蔵ミュージアム		瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）に規定する瀬戸蔵ミュージアムの管理及び運営に関する事務
生活課	斎苑	瀬戸市斎苑条例（平成8年瀬戸市条例第9号）に規定する瀬戸市斎苑の管理及び運営に関する事務
環境課	<省略>	<省略>

		<u>しの交付に関すること。</u> <u>(5) 市税に係る証明（住宅用家屋証明を除く。）に関すること。</u> <u>(6) 市税、使用料、手数料等の収納に関すること。</u> <u>(7) 市民サービスセンターの施設の管理に関すること。</u>
--	--	--

こども家庭課	<省略>	<省略>
発達支援室	発達支援室	瀬戸市発達支援室に関する条例（平成22年瀬戸市条例第14号）に規定する事務
のぞみ学園	のぞみ学園	瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第17号）に規定する瀬戸市のぞみ学園の管理及び運営に関する事務

(本庁の職制)

第45条 <省略>

<省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
市長直轄組織	防災監	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
部	参事	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
<省略>	<省略>	<省略>

3 <省略>

--	--	--

こども家庭課	<省略>	<省略>
発達支援室	発達支援室	瀬戸市発達支援室に関する条例（平成22年瀬戸市条例第14号）に規定する事務

(本庁の職制)

第45条 <省略>

<省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
部	参事	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
<省略>	<省略>	<省略>

3 <省略>

<省略>			<省略>		
(公所の職制)			(公所の職制)		
第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
支所	<省略>	<省略>	ノベルティ・こども創造館	館長	上司の命を受け、ノベルティ・こども創造館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
支所	<省略>	<省略>	支所	<省略>	<省略>
クリーンセンター	<省略>	<省略>	市民サービスセンター	所長	上司の命を受け、市民サービスセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
クリーンセンター	<省略>	<省略>	クリーンセンター	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。